（令和三年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第四条　令和三年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

令和四年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令

本則中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、本則の表中「一・二一二」を「一・二一七」に、「一・二三二」を「一・二二七」に、「一・二五九」を「一・二五四」に、「一・二六五」を「一・二六〇」に、「一・二七一」を「一・二六六」に、「一・二八一」を「一・二七六」に、「一・二九二」を「一・二八七」に、「一・二九三」を「一・二八八」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（平成八年改正法による退職特例年金給付の支給の繰下げ等に関する経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の平成九年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えられた平成八年改正法附則第三十三条第一項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「一元化前国共済法」という。）第七十八条の二第二項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、旧適用法人施行日前期間（平成八年改正法附則第三条第八号に掲げる旧適用法人施行日前期間をいう。以下同じ。）を有する者に係る平成八年改正法附則第三十三条第五項第三号に規定する退職特例年金給付の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

2　第二条の規定による改正後の平成九年経過措置政令第十二条第二項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十四号）第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法施行令（以下「一元化前国共済令」という。）第十一条の七の三の二第一項から第三項までの規定は、施行日の前日において、旧適用法人施行日前期間を有する者に係る平成八年改正法附則第三十三条第五項第三号に規定する退職特例年金給付の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

3　第二条の規定による改正後の平成九年経過措置政令第十二条第二項の規定により読み替えられた一元化前国共済令附則第六条の二の十及び第六条の二の十三の規定は、施行日の前日において、六十歳に達していない者について適用する。

4　第二条の規定による改正後の平成九年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えられた平成八年改正法附則第三十三条第一項の規定により適用するものとされた一元化前国共済法第百十一条第一項（退職特例年金給付の返還を受ける権利に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、施行日以後に生ずる当該権利について適用する。

（平成二十四年一元化法による旧職域加算退職給付の支給の繰下げ等に関する経過措置）

第三条　第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第八条第一項の規定により読み替えられた一元化前国共済法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化前国共済法第七十八条の二第二項の規定は、施行日の前日において、旧国家公務員共済組合員期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十一号に掲げる旧国家公務員共済組合員期間をいう。以下同じ。）を有する者に係る平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの（以下「旧職域加算退職給付」という。）の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

2　第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第八条第二項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化前国共済令第十一条の七の三の二第一項から第三項までの規定は、施行日の前日において、旧国家公務員共済組合員期間を有する者に係る旧職域加算退職給付の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

3　第三条の規定による改正後の平成二十七年経過措置政令第八条第二項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた一元化前国共済令附則第六条の二の十及び第六条の二の十三の規定は、施行日の前日において、六十歳に達していない者について適用する。

（旧共済法による年金の額に関する経過措置）

第四条　令和四年三月以前の月分の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月二十五日

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第百十九号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十九条の二第一項ただし書、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十一条、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第五項及び同法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五十一条及び附則第三十条の二の十三中「第百四十四条の二十三第二項」を「第百四十四条の二十三第三項」に改める。

附則第三十条の四を附則第三十条の五とし、附則第三十条の三の次に次の一条を加える。

（一時金の支給を請求することができない事由となる受給権を有したことのある給付）

第三十条の四　法附則第十九条の二第一項ただし書に規定する政令で定める給付は、平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第一項第一号に定める場合に該当するときに支給を受けることができる同号に規定する給付とする。

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の見出し中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同条第一項中「令和三年四月分」を「令和四年四月分」に、「令和二年五月三十一日」を「令和三年五月三十一日」に改め、同条第二項中「令和二年六月一日」を「令和三年六月一日」に、「四・八一三」を「四・七九四」に改め、同条第三項中「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（令和三年政令第百四号）第一条」を「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（令和四年政令第百十九号）第二条」に、「令和元年六月一日」を「令和二年六月一日」に改める。